

既存の法定協議会における協議会補助制度への移行手続きについて

平成26年2月
中部運輸局
地域生活交通支援室

計画策定から補助金の活用まで一貫して協議会が中心的な役割を担えるよう、法定協議会を補助対象とする制度を、平成26年4月から新たに創設します。

既に地域公共交通確保維持事業を実施している法定協議会であって、協議会独自の取組みにより既にモニタリングを実施している場合は、既存の生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更認定申請等を経て、協議会補助制度に移行することが可能です。

1. 協議会補助制度のメリット等

県協議会への申し出等により地域間幹線系統の補助対象としている系統を有する法定協議会や、フィーダー事業を複数事業者で実施している法定協議会は、協議会で策定された生活交通ネットワーク計画に記載される幹線、フィーダー系統全ての補助金がワンストップで協議会あてに交付されるため、協議会機能の権限強化や、事業者の事務手続きにかかる負担軽減、円滑な補助金の交付手続きが期待されます。

2. 協議会補助制度に移行するための主な要件（全てを満たす必要あり。）

- (1) 協議会補助を選択することについて関係者の合意が得られていること
- (2) 補助対象系統について、自治体と事業者との間で運行委託又はそれに準じた契約が締結されていること
- (3) 生活交通ネットワーク計画の中で、以下の事項があらかじめ明確に定められていること
 - ① 補助対象系統の地域全体のネットワークの中での位置付け
 - ② モニタリング（利用状況等の測定）の手法
 - ③ 関係者間でのリスク分担を含めた役割（突発的な事象等に対するリスク分担等）

3. 移行手続き等

- (1) 平成26年4月（平成26年度事業の下半期）から移行する場合
法定協議会における合意形成を経て、平成26年3月末日までに平成26年度生活交通ネットワーク計画の変更認定申請書を提出。
- (2) 平成26年10月（平成27年度事業）から移行する場合
法定協議会における合意形成を経て、平成26年6月末日までに平成27年度生活交通ネットワーク計画の認定申請書を提出。

※上記（1）、（2）いずれの場合も、既に補助対象となっている地域間幹線系統を生活交通ネットワーク計画に新たに追加記載する場合、県協議会が策定する生活交通ネットワーク計画の変更認定申請も必要です。

4. 国が実施するケーススタディについて

地域全体で取り組むべきモニタリングのあり方について、国が望ましい形を具体化し、他の地域への普及啓発を図るため、中部運輸局管内において平成 26 年 4 月から協議会補助制度に移行する法定協議会の中から 1 か所程度を選定し、当該協議会を舞台としたケーススタディを実施します。

選定されたモデル法定協議会が実施するモニタリング に要する経費については、国の予算を充当します。なお、ケーススタディの実施は平成 26 年度事業期間中のみが対象となり、平成 27 年度事業以降実施するモニタリングの経費については、協議会の自己負担となります。